

○三条市民プール条例施行規則

平成20年 4 月 1 日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市民プール条例（平成17年三条市条例第189号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 市民プールの使用は、利用料金を納入することにより、許可されたものとする。

(使用者の範囲)

第3条 市民プールを使用できる者は、次に定めるところによる。

(1) 屋内プール

ア 小学生以上の者

イ 義務教育就学前の幼児で、成人者の付添人のあるもの

(2) 屋外プール

ア 中学生以上の者

イ 小学生以下の者で、成人者の付添人のあるもの

(利用料金の減額又は免除の申請)

第4条 条例第10条の規定に基づき利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、市民プール利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金減免申請書を受理したときは、これを審査し、減額又は免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第5条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(2) 許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは散布しないこと。

(3) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 市民プールの管理上の指示に従うこと。

(入館の拒否及び退館)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館をさせることができる。

- (1) 感染症の疾病にかかっていると認められる者又は保護者等を伴わない義務教育就学前の幼児
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者
(建物及び設備等の損傷又は滅失の届出)

第7条 使用者は、建物及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに建物及び設備等損傷・滅失届書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

（市による管理）

第8条 条例第14条の規定により市長が市民プールの管理の業務を行う場合にあっては、第2条、第4条、第6条及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三条市民プール条例施行規則（平成17年三条市教育委員会規則第39号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式により使用されている書類は、この規則による様式によるものとみなす。

附 則（平成21年12月規則第40号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

市民プール利用料金減免申請書 年 月 日 (あて先) 住 所 氏 名 年 月 日付け申請の市民プール使用について、次により利用料金の減免を受けたいので申請いたします。	
使 用 目 的	
使 用 日 時	
使 用 予 定 人 員	
利 用 料 金 総 額	
減免を必要とする理由	

----- 切…取…り…線 -----

市民プール利用料金減免書 住 所 _____ 氏 名 _____ 様 年 月 日付けで申請のあった市民プール利用料金の減免申請について次のように減免します。 年 月 日 印		
利用料金総額	減 免 額	減 免 後 の 額
円	円	円

様式第2号(第7条関係)

市民プール建物及び設備等損傷・滅失届書

年 月 日

(あて先)

住 所
氏 名

年 月 日市民プール使用中次のように設備等を 損傷
滅失 したので届け出
ます。

損傷、滅失した設備等の状況

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)